

宮 城 県 公 報

令和 7 年 7 月 1 日（火）
定期第 613 号

目 次

規則

- 財務規則の一部を改正する規則（出納総務課）

告示

- 救急医療機関の認定（医療政策課）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 道路の区域変更（3 件）（道路課）

公告

- 開発行為に関する工事の完了（建築宅地課）

選挙管理委員会

- 不在者投票を管理すべき施設の指定等（選挙管理委員会事務局）

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第 120 号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和 39 年宮城県規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前																				
（予定価格が少額である場合として随意契約のできる限度額） 第107条の3　〔略〕 (1) 工事又は製造の請負　<u>400万円</u> (2) 財産の買入れ　<u>300万円</u> (3) 物件の借入れ　<u>150万円</u> (4) 財産の売払い　<u>100万円</u> (5) 物件の貸付け　<u>50万円</u> (6) 前各号に掲げるもの以外のもの　<u>200万円</u> （一般競争入札に関する規定の準用） 第 110 条　〔略〕 <table><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>第98条第1項</td><td>第107条の3各号に掲げる契約を締結しようとする場合において、予定価格がそれぞれ当該各号に定める額</td><td>予定価格が<u>100万円</u></td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr></table> （契約書の作成を省略することができる場合） 第112条　〔略〕 (1) 競争入札による契約又は随意契約で、契約金額が<u>200万円</u>未満のものをするとき。ただし、前金払等の特約をするものを除く。			〔略〕	〔略〕	〔略〕	第98条第1項	第107条の3各号に掲げる契約を締結しようとする場合において、予定価格がそれぞれ当該各号に定める額	予定価格が <u>100万円</u>	〔略〕	〔略〕	〔略〕	（予定価格が少額である場合として随意契約のできる限度額） 第107条の3　〔略〕 (1) 工事又は製造の請負　<u>250万円</u> (2) 財産の買入れ　<u>160万円</u> (3) 物件の借入れ　<u>80万円</u> (4) 財産の売払い　<u>50万円</u> (5) 物件の貸付け　<u>30万円</u> (6) 前各号に掲げるもの以外のもの　<u>100万円</u> （一般競争入札に関する規定の準用） 第 110 条　〔略〕 <table><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>第98条第1項</td><td>第107条の3各号に掲げる契約を締結しようとする場合において、予定価格がそれぞれ当該各号に定める額</td><td>予定価格が<u>50万円</u></td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr></table> （契約書の作成を省略することができる場合） 第112条　〔略〕 (1) 競争入札による契約又は随意契約で、契約金額が<u>100万円</u>未満のものをするとき。ただし、前金払等の特約をするものを除く。			〔略〕	〔略〕	〔略〕	第98条第1項	第107条の3各号に掲げる契約を締結しようとする場合において、予定価格がそれぞれ当該各号に定める額	予定価格が <u>50万円</u>	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕																					
第98条第1項	第107条の3各号に掲げる契約を締結しようとする場合において、予定価格がそれぞれ当該各号に定める額	予定価格が <u>100万円</u>																					
〔略〕	〔略〕	〔略〕																					
〔略〕	〔略〕	〔略〕																					
第98条第1項	第107条の3各号に掲げる契約を締結しようとする場合において、予定価格がそれぞれ当該各号に定める額	予定価格が <u>50万円</u>																					
〔略〕	〔略〕	〔略〕																					

(2)～(5) 〔略〕 (契約保証金の免除) 第 114 条 〔略〕 (1)～(3) 〔略〕 (4) 競争入札による契約又は随意契約を締結する場合において、契約金額が <u>200 万円</u>未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (5)～(10) 〔略〕 2 〔略〕 (請書の徴収) 第 117 条 契約執行者は、第 112 条の規定により契約書の作成を省略したときは、契約の適正な履行を確保するため請書を徴さなければならない。ただし、契約の性質又は目的によりその必要がないと契約執行者が認めるとき、又は 1 件 <u>50 万円</u>未満の契約をするときは、この限りでない。	(2)～(5) 〔略〕 (契約保証金の免除) 第 114 条 〔略〕 (1)～(3) 〔略〕 (4) 競争入札による契約又は随意契約を締結する場合において、契約金額が <u>100 万円</u>未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (5)～(10) 〔略〕 2 〔略〕 (請書の徴収) 第 117 条 契約執行者は、第 112 条の規定により契約書の作成を省略したときは、契約の適正な履行を確保するため請書を徴さなければならない。ただし、契約の性質又は目的によりその必要がないと契約執行者が認めるとき、又は 1 件 <u>20 万円</u>未満の契約をするときは、この限りでない。
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 112 条第 1 号、第 114 条第 1 項第 4 号及び第 117 条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公告する一般競争入札、施行日以後に指名の通知をする指名競争入札及び施行日以後に見積書を徴する随意契約の方法により締結する契約について適用し、施行日前に公告した一般競争入札、施行日前に指名の通知をした指名競争入札及び施行日前に見積書を徴した随意契約の方法により締結する契約については、なお従前の例による。

宮城県告示第417号

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和 7 年 7 月 1 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
宮城県立精神医療センター	名取市手倉田字山無番地	令和 7 年 6 月 28 日	令和 10 年 6 月 27 日

宮城県告示第418号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 1 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
0412210437	つむぎ工房 宮城県柴田郡大河原町大谷字町向 126－4	就労継続支援 B 型	合同会社つむぎ	令和 7 年 7 月 1 日

宮城県告示第419号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和 7 年 7 月 1 日から 30 日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 1 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 国道
- 2 路 線 名 349 号
- 3 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前 後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
角田市小坂字土瓜 92 番 1 地先から 角田市小坂字熊ノ前 34 番 6 地先まで	前	A	6.4～22.0	700.0
		B	—	—
	後	A	7.9～24.9	700.0
		B	6.0～15.3	800.0

宮城県告示第420号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和 7 年 7 月 1 日から 30 日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 1 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 亘理村田蔵王線
- 3 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
柴田郡柴田町大字成田字寺田 3 番 4 地先 から	前	11.6～34.7	453.4
柴田郡柴田町大字成田字入 19 番 1 地先 まで	後	14.5～34.7	453.4

宮城県告示第421号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和 7 年 7 月 1 日から 30 日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 1 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 新田米山線
- 3 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前 後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
登米市迫町新田字飯島 6 番 1 地先から 同市迫町新田字飯島 2 番 1 地先まで	前	A	13.8～20.0	98.5
		B	4.8～8.3	92.0
	後	A	13.8～20.0	98.5
		B	—	—

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 7 年 7 月 1 日

1 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城郡利府町神谷沢字広畑 9 番 2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東京都渋谷区代々木二丁目 1 番 1 号
積水ハウス不動産株式会社

宮選管告示第 51 号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 7 月 1 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和 31 年宮選管告示第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
別表第 1	別表第 1																								
<table><tr><th>施設名</th><th>住所</th></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>石巻市立病院</td><td>同 市穀町 15 番 1 号</td></tr><tr><td><u>医療法人有恒会こだまホスピタル</u></td><td><u>同 市山下町 2 丁目 5 番 7 号</u></td></tr><tr><td>塩釜市立病院</td><td>塩竈市香津町 7 番 1 号</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>	施設名	住所	[略]	[略]	石巻市立病院	同 市穀町 15 番 1 号	<u>医療法人有恒会こだまホスピタル</u>	<u>同 市山下町 2 丁目 5 番 7 号</u>	塩釜市立病院	塩竈市香津町 7 番 1 号	[略]	[略]	<table><tr><th>施設名</th><th>住所</th></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>石巻市立病院</td><td>同 市穀町 15 番 1 号</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>塩釜市立病院</td><td>塩竈市香津町 7 番 1 号</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>	施設名	住所	[略]	[略]	石巻市立病院	同 市穀町 15 番 1 号			塩釜市立病院	塩竈市香津町 7 番 1 号	[略]	[略]
施設名	住所																								
[略]	[略]																								
石巻市立病院	同 市穀町 15 番 1 号																								
<u>医療法人有恒会こだまホスピタル</u>	<u>同 市山下町 2 丁目 5 番 7 号</u>																								
塩釜市立病院	塩竈市香津町 7 番 1 号																								
[略]	[略]																								
施設名	住所																								
[略]	[略]																								
石巻市立病院	同 市穀町 15 番 1 号																								
塩釜市立病院	塩竈市香津町 7 番 1 号																								
[略]	[略]																								
別表第 1 の 2	別表第 1 の 2																								
<table><tr><th>施設名</th><th>住所</th></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>医療法人社団健育会介護老人保健施設しおん</td><td>同 市吉野町 1 丁目 7 番 1 号</td></tr><tr><td><u>介護老人保健施設 ガーデンハウスこだま</u></td><td><u>同 市泉町 4 丁目 11 番 47 号</u></td></tr><tr><td>介護老人保健施設グリーンヒルズ</td><td>塩竈市西玉川町 1 番 28 号</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>	施設名	住所	[略]	[略]	医療法人社団健育会介護老人保健施設しおん	同 市吉野町 1 丁目 7 番 1 号	<u>介護老人保健施設 ガーデンハウスこだま</u>	<u>同 市泉町 4 丁目 11 番 47 号</u>	介護老人保健施設グリーンヒルズ	塩竈市西玉川町 1 番 28 号	[略]	[略]	<table><tr><th>施設名</th><th>住所</th></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>医療法人社団健育会介護老人保健施設しおん</td><td>同 市吉野町 1 丁目 7 番 1 号</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>介護老人保健施設グリーンヒルズ</td><td>塩竈市西玉川町 1 番 28 号</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>	施設名	住所	[略]	[略]	医療法人社団健育会介護老人保健施設しおん	同 市吉野町 1 丁目 7 番 1 号			介護老人保健施設グリーンヒルズ	塩竈市西玉川町 1 番 28 号	[略]	[略]
施設名	住所																								
[略]	[略]																								
医療法人社団健育会介護老人保健施設しおん	同 市吉野町 1 丁目 7 番 1 号																								
<u>介護老人保健施設 ガーデンハウスこだま</u>	<u>同 市泉町 4 丁目 11 番 47 号</u>																								
介護老人保健施設グリーンヒルズ	塩竈市西玉川町 1 番 28 号																								
[略]	[略]																								
施設名	住所																								
[略]	[略]																								
医療法人社団健育会介護老人保健施設しおん	同 市吉野町 1 丁目 7 番 1 号																								
介護老人保健施設グリーンヒルズ	塩竈市西玉川町 1 番 28 号																								
[略]	[略]																								

別表第 2

施設名	住所
[略]	[略]
公益財団法人宮城厚生協会長町病院住宅型有料老人ホームはなみずき	同 市太白区長町 3 丁目 7 番 26 号
Wellness Casa 時のかけはし	同 市太白区長町 5 丁目 9 番 13 号
グリーンライフ仙台	同 市太白区あすと長町 1 丁目 3 番 1 号
[略]	[略]

別表第 2

施設名	住所
[略]	[略]
公益財団法人宮城厚生協会長町病院住宅型有料老人ホームはなみずき	同 市太白区長町 3 丁目 7 番 26 号
グリーンライフ仙台	同 市太白区あすと長町 1 丁目 3 番 1 号
[略]	[略]

附 則

この告示は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。